

令和6年度山形県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱

1 目的

薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全・安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動は、県民一人ひとりの薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて、国連決議による「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、薬物乱用防止に資することを目的とする。

2 実施期間 令和6年6月20日(木)から同年7月19日(金)までとする。

3 主催 山形県

4 協賛 一般社団法人山形県医師会 一般社団法人山形県歯科医師会 公益社団法人山形県獣医師会 一般社団法人山形県薬剤師会 一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会 山形県薬事工業協会 山形県医薬品卸業協会 山形県医薬品配置協議会 山形県医療機器販売業協会 公益社団法人山形県防犯協会連合会 山形県覚醒剤等追放協議会 山形県婦人連盟 山形県青少年補導連絡協議会 山形県少年補導員連絡会 山形県保護司会連合会 山形県理容生活衛生同業組合 山形県美容業生活衛生同業組合 山形県クリーニング業生活衛生同業組合 山形県興行生活衛生同業組合 山形県麺類飲食生活衛生同業組合 山形県旅館ホテル生活衛生同業組合 山形県料理飲食業生活衛生同業組合 山形県鮎商生活衛生同業組合 山形県喫茶飲食生活衛生同業組合 山形県社交飲食業生活衛生同業組合 七日町商店街振興組合 山形県遊技業協同組合 一般財団法人山形県交通安全協会 一般社団法人山形県自家用自動車協会 一般社団法人山形県安全運転管理者協会 一般社団法人山形県ハイヤー協会 一般社団法人山形県バス協会 公益社団法人山形県トラック協会 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会山形県本部 ライオンズクラブ国際協会332-E地区 山形県民生委員児童委員協議会 一般社団法人山形県自動車整備振興会 山形県青少年育成県民会議

5 後援 朝日新聞山形総局 毎日新聞山形支局 読売新聞山形支局 産経新聞社山形支局 河北新報社 一般社団法人共同通信社山形支局 時事通信社山形支局 山形新聞・山形放送 株式会社荘内日報社 NHK山形放送局 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 さくらんぼテレビ 株式会社エフエム山形 株式会社ダイバーシティメディア

6 実施事項

(1) 6・26 ヤング街頭キャンペーン

ア 実施期日

(ア) 令和6年6月21日(金) 午後4時30分から午後6時30分まで
JR山形駅

(イ) 令和6年6月22日(土) 午後2時10分から午後3時30分まで
イオンモール三川(東田川郡三川町猪子和田庫128-1)

イ 実施方法

各総合支庁保健福祉環境部が主体となり、学生ボランティア、山形県薬物乱用防止指導員及び関係団体の協力を得て、街頭での啓発資材の配布と薬物乱用防止の呼びかけ及び公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター(以下「センター」)が実施する募金活動への協力を行う。

ウ 実施計画の策定及び実施結果の報告

各総合支庁保健福祉環境部長は、別途指定する期日までに実施計画を策定し、実施後は速やかにその結果を健康福祉部長あて報告するものとする。

(2) 地域団体キャンペーン

ア 実施期間 令和6年6月20日(木)から同年7月19日(金)まで

イ 実施場所 県内全域

ウ 実施方法

協賛団体の協力を得て、当該団体傘下の店舗又は施設において、ポスターの掲示及び一声運動並びにセンターが実施する募金活動への協力を行う。

募金は、各団体あるいは各店舗がセンターの口座に振り込む。

エ 啓発資材、募金箱の配布方法等 別図1～2のとおり

(3) 職域募金活動の実施

ア 実施期間 令和6年6月20日(木)から同年7月19日(金)まで

イ 実施方法

県内各公所及び県庁内各課(室)に啓発資材と募金箱を配布しポスターの掲示及び募金活動への協力を行う。

募金は、各総合支庁保健福祉環境部が管内の公所分をとりまとめ、センターの口座に振り込み、金額を健康福祉企画課へ報告する。県庁内分については健康福祉企画課が取りまとめ、センターに振り込む。

ウ 啓発資材、募金箱の配布方法等 別図3のとおり

募金は、各支部あるいは各店舗がセンターの口座に振り込む。

(4) 駅前街頭キャンペーン

ア 実施期日

啓発場所	実施日	実施時間	担当総合支庁
J R かみのやま温泉駅	令和6年6月20日(木)	午前7時15分から 午前8時30分まで	村山総合支庁
J R 新庄駅	令和6年6月20日(木)	午前7時00分から 午前7時20分まで	最上総合支庁
J R 米沢駅	令和6年6月25日(火)	午前7時10分から 午前8時10分まで	置賜総合支庁
J R 鶴岡駅	令和6年6月20日(木)	午前7時10分から 午前7時55分まで	庄内総合支庁

イ 実施方法

各総合支庁保健福祉環境部が主体となり、関係団体の協力を得て、通勤・通学時間帯において各総合支庁管内の主要駅の改札前等で、通勤・通学中の県民に対し、啓発資材を配布し薬物乱用防止を呼びかける。

ウ 実施結果の報告

各総合支庁保健福祉環境部長は、実施後は速やかにその結果を健康福祉部長あて報告するものとする。

(5) 広報機関等による啓発宣伝

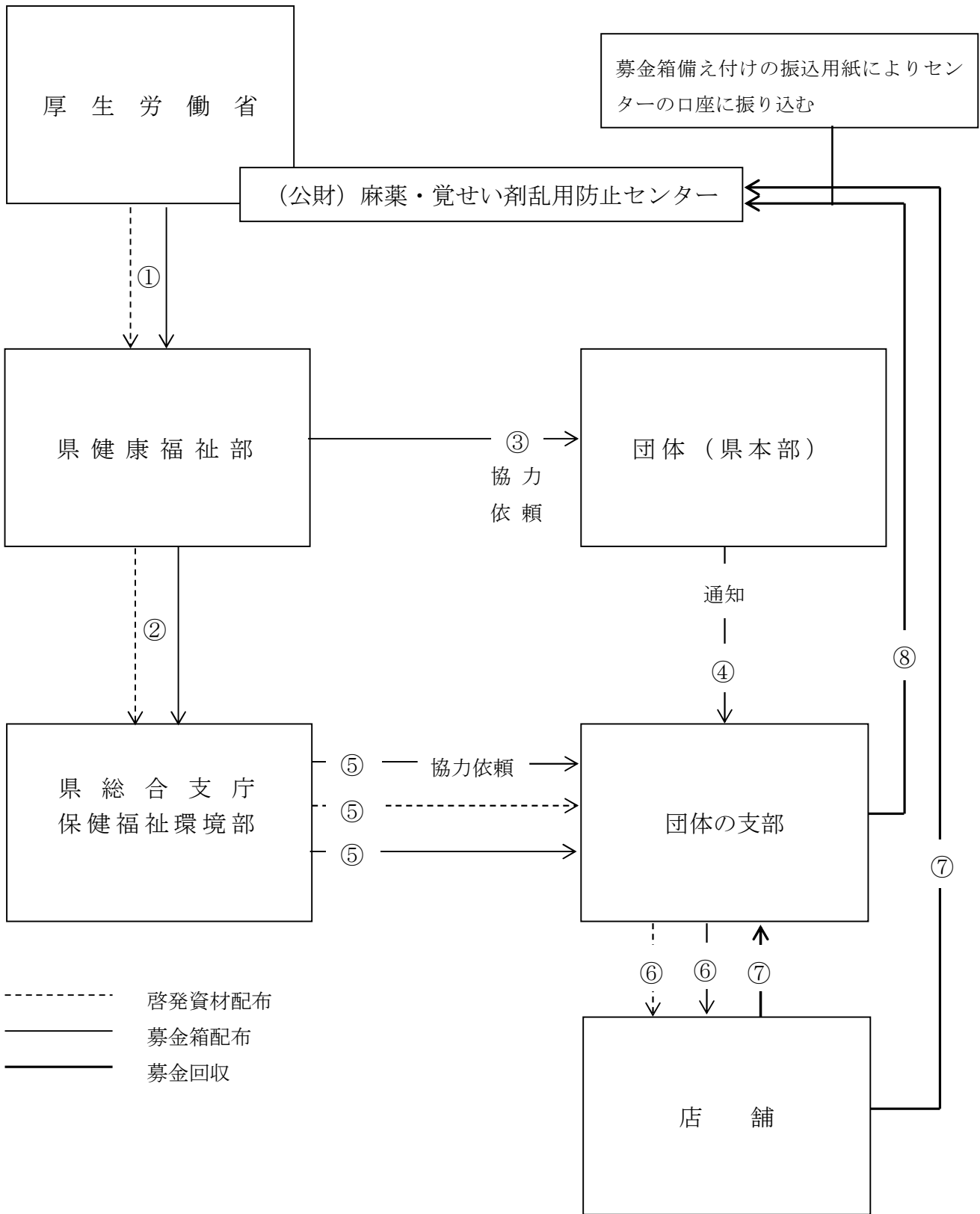
自己の広報機関を活用し広報活動を行うとともに、報道機関の協力を求め、本運動の趣旨の普及徹底を図る。

7 留意事項

啓発方法や啓発資材の作成にあつては、必要以上に恐怖を煽るものであったり、薬物依存症者を否定したり、回復を阻害させるような表現は避けること。また、相談窓口へ相談を促すこと。

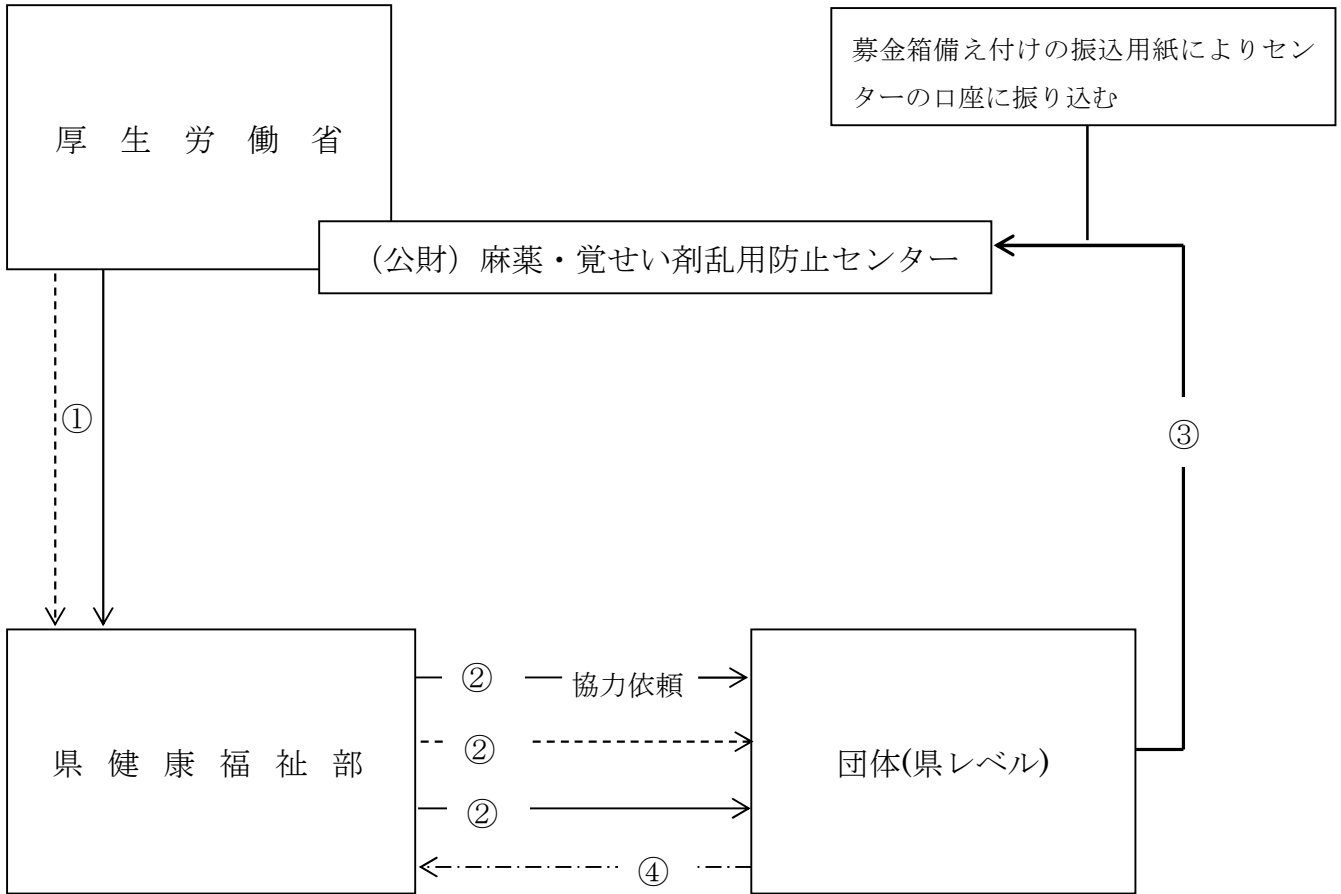
別図1

地域団体キャンペーンにおける啓発資材、募金箱等の流れ
(医薬品、麺類飲食、料理飲食、喫茶業、社交業)



別図2

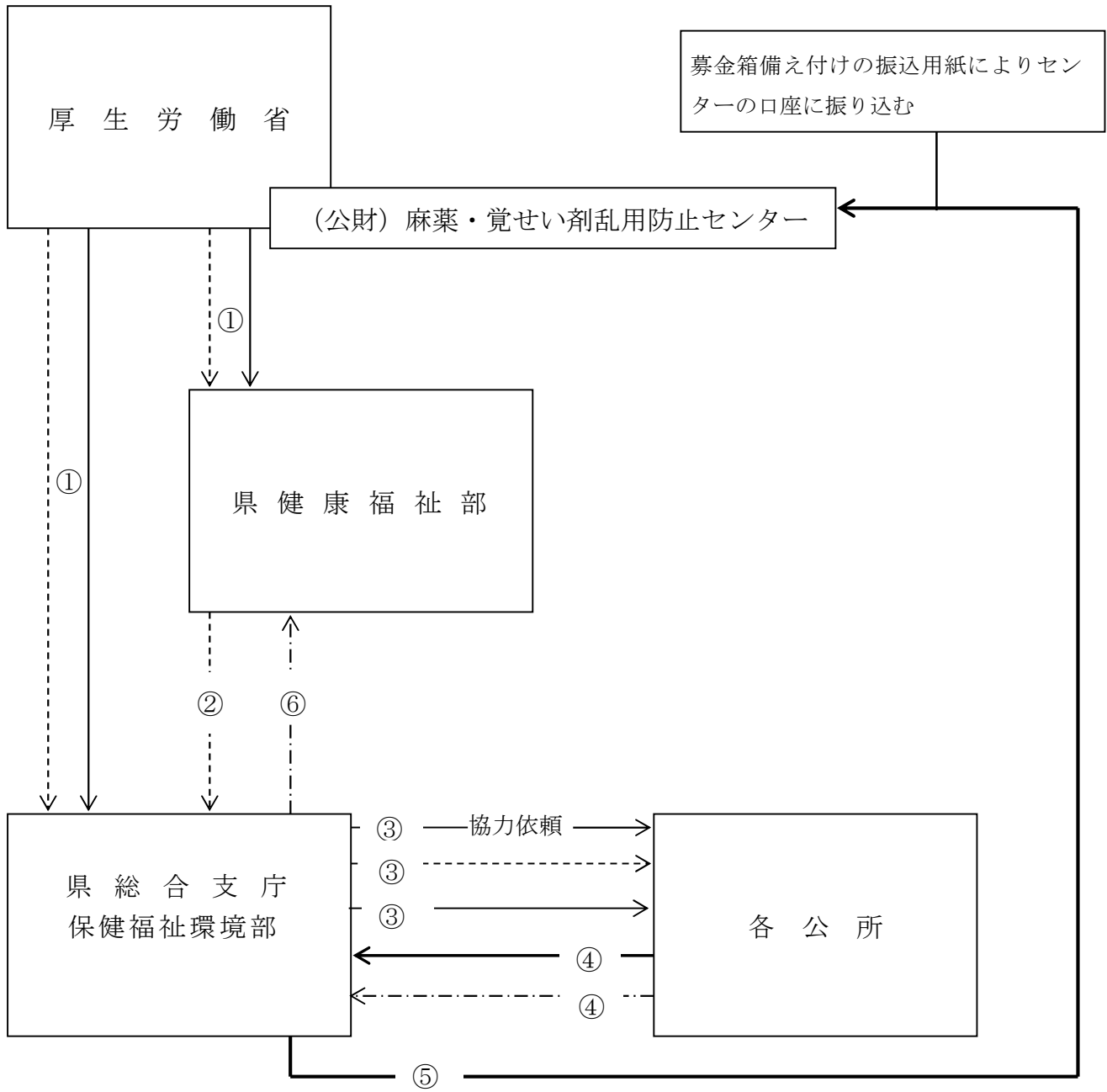
地域団体キャンペーンにおける啓発資材、募金箱等の流れ
(別図1 以外の団体)



- 啓発資材配布
- 募金箱配布
- 募金回収
- 募金額の報告

別図3

職域募金における啓発資材、募金箱等の流れ
(公 所)



- 啓発資材配布
- 募金箱配布
- 募金回収
- - - - 募金額の報告